

平成四年五月二十六日受領
答 弁 第 七 号

内閣衆質一二三第七号

平成四年五月二十六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

衆議院議長 櫻 内 義 雄 殿

衆議院議員佐藤恒晴君提出「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐藤恒晴君提出「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超

過の内容に関する質問に対する答弁書

一の 1 から 3 までについて

御質問の債権債務の内容については別表のとおりである。

一の 4 及び 5 について

御指摘の債権債務については、旧外地及び戦地に係るものでありその解決が困難であることから、最終処理には至っていないが、戦後四十年余を経てなお最終処理が未済の状況にあることは好ましくないものと考えており、具体的にどのような処理が可能か検討してまいりたい。

二について

第一軍需工廠（旧中島飛行機株式会社の工場を国营としたもの。）の福島工場に係る「収支決算

書」(貸借対照表及び損益計算書)及び決算期末の資産(機材在庫数量)並びに建設開始より終結

までの間の従業員数については、現存資料について調査を行ったが、いずれも不明であった。

別表

国庫において負うべき債務

金額(千円)	相手先	発生事由
三八、〇二一、九六一	外資金庫	外資金庫の対政府債権は、同金庫設立以前において、臨時軍事費特別会計が軍事費調達のため、横浜正金銀行等から借り入れたものについて、同金庫設立後、同金庫が当該金融機関から右債権を譲り受けたことにより生じたものである。
三、四〇〇、〇〇〇	横浜正金銀行	横浜正金銀行の対政府債権は、戦時中、臨時軍事費特別会計が軍事費調達のため、横浜正金銀行から借り入れたものである。

国庫において保有すべき債権

金額(千円)	相手先	発生事由
一〇、一一七	満州国軍事部軍政司長	昭和一九年、旧陸軍航空本部による航空兵器関連器材・武器等の払下げに係る物件売払代債権である。
二、一一八	南満州鉄道株式会社	昭和一九、二〇年、旧陸軍燃料本部による軍需品の払下げ(四九件)に係る物件売払代債権等である。

なお、これらの債権債務は、終戦後、臨時軍事費特別会計廃止に伴い、一般会計が承継した。